

「偽装請負」（労働者派遣法違反ないし職業安定法違反）についての調査  
および是正勧告に関する申立て書

2013年（平成25年）10月23日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

東京労働局長  
伊岐 典子 殿

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館 5階  
申告者 首都圏大学非常勤講師組合  
執行委員長 松村比奈子  
同 早稲田ユニオン分会  
分会長 大野 英士

〒169-0071 東京都新宿区戸塚町 1 丁目 104  
被申告者 学校法人 早稲田大学  
代表者理事長 鎌田 薫

〒162-0045 東京都新宿区馬場下町 5 番地 早稲田駅前ビル 3F  
被申告者 株式会社早稲田総研  
インターナショナル  
代表者代表取締役社長 天野 紀明

第1 申告の趣旨

- 1 被申告者らに対して、被申告者らにおける英語教育について、業務委託契約（請負）の下でおこなわれているチュートリアル・イングリッシュの実態が「偽装請負」（労働者派遣法違反ないし労働者供給事業の禁止）にあたる疑いがあり、厳密なる調査を求める。

- 2 被申告者らに対して、チュートリアル・イングリッシュ担当講師の「偽装請負」が確認された場合には、それを是正するように、指導、助言、勧告することを求める。

## 第2 申告の理由

### 1 当事者

- ① 被申告者学校法人早稲田大学（以下「早稲田大学」という。）は、東京都新宿区戸塚町に本部を置く学校法人である。
- ② 被申告者株式会社早稲田総研インターナショナル（以下「早稲田総研」という。）は、東京都新宿区馬場下町に本社を置く株式会社である。

### 2 契約形態

業務委託契約である。

早稲田大学は、2002年（平成14年）から同大学での英語授業について、チュートリアル・イングリッシュと称する英語の授業を正規のカリキュラムに組み入れた。

当初は、早稲田大学に属する早稲田大学オープン教育センターが早稲田大学インターナショナル社（2000年10月設立、早稲田大学が51%出資）に語学教育を委託した。同社の派遣する「教員」（チューターと呼ばれる）は早稲田大学の担当教授（コーディネーター）の下で講義を行っていた。現在は、早稲田大学と早稲田総研（2004年8月2日設立）との間で業務委託契約が締結され、その下で同授業が行われている。早稲田大学の説明によれば、現在「チュートリアル・イングリッシュの科目総数は4学期で410科目クラス、受講生総数は春学期・夏季集中でのべ3,385名、本学の担当教員は4学期でのべ12名」であり、「秋学期・春季集中の受講生は」現在集計中とされている。

外部講師（チューター）と早稲田総研との間の契約は有期雇用契約である。

### 3 業務委託契約に基づく外部講師（チューター）の勤務場所 早稲田大学

### 4 外部講師（チューター）の勤務実態の一例

- 1) 授業は正規授業に組み込まれており、必修科目となる場合もある。
- 2) なお、外部講師の労働実態の詳細は不明であるが、団交で早稲田

大学は、業務に関するほとんどすべてのことについて専任教員が決定していると回答している。

大野教務部長は、申告者組合との第4回の団交（2013.8.23）で「外注とおっしゃるけれども、要は教育の中身、テキストから教え方から、全部それは専任教員グループがつくってそれを実際に実行しているのがチューターです。」と明確に述べた。

したがって、請負ではできない指示を契約内容に盛り込んだうえで、労働させている疑いがある。

## 5 その他

- 外部講師（チューター）による授業は、文部科学省の指導の下ではできないことになっている。（参考：文部科学省 大振―8「大学において請負契約等に基づいて授業を行うことについて」）
- 早稲田総研の取締役等役員には、早稲田大学から「在籍出向」、「兼業」あるいは早稲田大学の業務を遂行している者が過半数を占めている。したがって、早稲田大学と早稲田総研とは業務委託契約（請負）を外形的に締結しているが、実質的にはその役員構成や業務遂行の実態からみて、講師業務に対する具体的な指示、指揮命令等が行われている疑いがある。

なお、早稲田大学からの回答書（2013年10月15日付）によれば、「チュートリアル・イングリッシュの授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準等は、業務委託契約書、業務仕様書、評価ガイドライン」などで明確であると回答する一方、仕様書などの開示には一切応じていない。

- 早稲田大学は、2014年度（平成26年度）より、商学部の英語Iビジネス英会話をチュートリアル・イングリッシュの授業に置き換える決定をした。そのことにより直接雇用であった非常勤講師（外国人を含む複数名の講師）らの担当コマがなくなるか減らされるかの事態になっている。直接雇用の講師を外部講師と入れ替えることは、いわゆる偽装請負がはびこる中、問題がある。

## 6 問題点の整理

上記の事実の通り、早稲田大学は、早稲田総研との間の業務委託契約（請負）により、外部講師に大学の正規の必修科目であって、しかも有料(43000円を受講生が負担する)の形態で、さらに文部科学省も想定していない授

業担当のしかた、すなわち 1 学期あたり 100 科目クラス以上を 3 人の教員が単位認定するなど教育の最終責任を負うかたちで、英語（英会話）教育を行っている。その上、そのことにより長年英語（英会話）教育に貢献してきた直接雇用のベテラン講師らの仕事を取り上げる（なくす・へらす）ことを強行する決定をした。

業務委託契約（請負）という名目ではあるが、その実態は早稲田大学からの「在籍出向」、「兼業」あるいは早稲田大学の業務を遂行する専任教員らが外部講師に指揮命令等を行っており、業務委託契約（請負）には該当せず、いわゆる「偽装請負」（労働者派遣法違反ないし職業安定法違反）の疑いがある。

なお、早稲田大学は、申告者組合との団交の場において「チュートリアル・イングリッシュに関しては、文部科学省の指導により契約を結んでいるので偽装請負（派遣法違反）ではない」と回答した。しかし組合が「厚生労働省には報告や確認あるいは指導を仰ぐことなどを行ったか」を質したことに対しては「それは行っていない」と回答した。

### 第 3 結論

上記のとおり指摘してきたように、申告者は、早稲田大学が早稲田総研との間で締結した業務委託契約は実態においていわゆる「偽装請負契約」であり、労働者派遣法違反ないし職業安定法違反（労働者供給事業の禁止に該当する）の疑いがあり、これらの事実について貴労働局が厳密なる調査を行った上で、必要な是正措置を至急執ることを求めて申告をするものである。

以上